

保安を確保し、働き方改革関連法令を 順守するための定修日程ガイドライン

石油化学産業は、高圧ガスや危険物などを原料、中間製品、製品として取り扱っており、**保安の確保による安全安定運転や労働災害の防止**は、事業活動の基礎である。特に、定期的に設備補修・更新工事（所謂「定期修理」以下「定修」）を実施する石油化学産業にとり、少子高齢化の進展に伴う「**熟練した工事従事者の減少**」や生産設備の「**経年化**」が進行する中で、保安を確保するための「**工事品質**」の維持が喫緊の課題であり、強く解決が求められている。

一方、2017年3月、政府が導入を決めた「働き方改革」の「**時間外労働時間の上限規制導入**」に対して、定修に関わる石油化学会社、メンテナンス工事会社、検査会社の従事者が、当該関連法令を順守できるような「**取り組み**」が必要となっている。

2019年7月、石油化学工業協会（以下「石化協」）は定修に関わる**事業者団体5団体**（石油連盟、日本化学工業協会、日本メンテナンス工業会、日本非破壊検査工業会、日本プラスチック工業連盟）および化学産業について学識経験を有する**有識者2名**の協力を得て、「**定期修理研究会**」を立ち上げ、定修の課題および解決策を多方面からの検討を行い、定修問題の核心の一つである「**定修日程**」について、以下の通り、「**ガイドライン**」を策定した。

（目的）

1. ガイドラインは、定修における保安の確保と労働災害を防止し、工事品質を維持するとともに、時間外労働時間の上限規制など働き方関連法令を順守することを目的とする。

このガイドラインに基づく、定修日程の調整は独占禁止法（以下「独禁法」）を順守し、違反のおそれがないように、工事・検査事業者や顧客の不利益を回避した上で、日程の調整に参加する石油化学事業者の自主性を尊重し、公平性や透明性を保ちながら、日程の調整を円滑に進める

（ガイドラインの内容）

2. このガイドラインは、定修日程の調整に関する以下の項目を決定する。
 - (1) 定修会議の設置、委員の選任および検討内容
 - (2) 対象生産装置
 - (3) 対象地域
 - (4) 定修日程の提出および調整スケジュール

- (5) 具体的な調整手順
- (6) 調整内容の対外公表
- (7) 影響を受ける企業への配慮
- (8) 高圧ガス保安法の柔軟な対応要請
- (9) 経済産業省への報告
- (10) 定修会議の休止
- (11) ガイドラインの改正等

(定修会議の設置、委員の選任および検討内容)

- 3. (1) 定修の保安を確保し、働き方改革関連法令を順守するとともに、定修を円滑に進めるため、以下の通り「定修会議」を設置する。
- (2) 定修会議の委員は、独禁法を順守し、工事・検査業者や顧客の不利益を回避した上で、調整の公平性と透明性を担保するため、日本メンテナンス工業会、日本非破壊検査工業会、日本化学工業協会、日本プラスチック工業連盟の事務局からの4委員および学識経験者から選出し、委員の総数は8人以内とする。また、「日本化学工業協会および日本プラスチック工業連盟」からの委員については、利害関係が疑われるおそれがあることから、「事業者団体への転籍者（プロパー職員の位置付け）」とする。
座長は、学識経験者から選出し、会議運営の事務局は、石化協とする。
- (3) 定修会議は、各社が計画している定修日程のみを調整することとし、定修内容など日程以外の調整は一切行わない。
- (4) 定修会議は、日程調整を進める中で、ガイドラインについて、改正などが必要な場合、事務局を通じて「定期修理研究会」に改正等を要請する。

(対象装置)

- 4. 全国で12基と基数が限定され、コンビナートの中心製造装置として誘導品原料および蒸気など用役を供給する「エチレン装置」を日程調整の対象とする。

(対象地域)

- 5. 全国を一括で調整するのではなく、隣接して定修日程の影響がでる地域ごとの調整を原則とする。具体的な地域は、東日本地区（鹿島、京葉、川崎）および西日本地区（四日市、大阪、水島、徳山、大分）の2地域に分け、時期の調整を行う。
なお、地域を超えての日程調整の可否は、定修会議が定修工事の実施と検査を行う日本メンテナンス工業会および日本非破壊検査工業会の要請に基づき、決定する。

(定修日程の提出および調整スケジュール)

6. (1) 定修日程とは、エチレン装置のシャットダウンからスタートアップまでの

2020年	4月	○各社へのガイドライン説明 ○定修日程の提出依頼 ○定修会議の委員選任
	6月末	○定修日程の締切
	7~8月	○日程の調整 ○2023年が調整初年
2021年	同上	○2024年の日程調整
2022年	同上	○2025年の日程調整
2023年	同上	○日程調整の初年
		○2026年の日程調整
2024年以降同様の対応を実施		

期間とする。その日程は、追加工事に見合った適正工期を設定する。

(2) 2017年に「スーパー認定制度(定修間隔8年以内に延長可)」が導入された結果、エチレン各社は当該認定を取得するため、2022年までの定修時期を既に決定し、工事手配を行っており、定修調整は困難である。

(3) 初回の日程調整対象年は、2023年とし、調整は2020年半ばに2カ月間を目途に実施する。以後の調整は、1年毎に同様に行う。

(4) 日程の調整に参加するエチレン会社は、毎年6月末までに、対象となる3年後(初回2023年)の定修予定および参考として翌2024年から4年間の概略定修予定を、定修会議事務局に提出する。

(具体的な調整手順)

7. 調整を実施する定修日程は、重複が1週間(7日間)を超える定修を対象とし、1週間以内の重複は、日程の調整を実施しない。

重複期間が1週間を超える日程については、以下の通り調整を検討する。

- (1) 原則として、重複するエチレン会社に、当該年の中で定修が予定されていない時期への変更または翌年以降への変更の可否を確認し、可能であれば調整を実施する。
- (2) 当該年の中での定修が予定されていない時期および翌年への変更が難しい場合は、先行のエチレン会社には、2週間(14日間)の前倒しを、後続のエチレン会社には同じく2週間の先送りの可否を確認し、可能であれば調整を実施する。
- (3) 2社間の調整の影響により、先行および後続の定修日程の変更が、新たな重複を生じる場合は、さらに先々行のエチレン会社に2週間の前倒しの、後々続のエチレン会社には同じく2週間の先送りの可否を確認し、可能であれば日程の調整を実施する。以後も同様の重複が発生した場合は同じ対応を図る。
- (4) 定修日程の調整は、自主的な取り組みであるため、調整が不成立の場合、各社は予定通りの日程で定修を実施し、強制的な調整は実施しない。

(調整内容の対外公表)

8. 調整内容は、個社提出の定修日程に基づいて実施されることから、定修会議委員は、対外公表を控える。

なお、特別の事情により対外公表を行う場合は、日程調整対象エチレン会社の了解を得た後に、定修会議が決定し、事前に経済産業省に報告の上で、公表する。

(顧客およびコンビナート企業への配慮)

9. 定修日程の調整に参加するエチレン会社は、日程調整を応諾する前に、日程調整の影響を受ける顧客およびコンビナート企業に対して調整内容の説明並びに意見交換を行い、また応諾後は速やかに当該企業に変更後の日程を連絡する。

(保安許可日の柔軟な対応要請)

10. 今回の定修日程の調整を円滑に進め、コンビナート構成会社および顧客会社など関係企業への影響を最小化するために、高圧ガス保安法が定める「許可日」が「保安検査日」に左右されることはなく、一定の要件の下に許可日を変更しない柔軟な行政対応が不可欠となる。

具体的には、運転免許証方式同様に、経産省が定める許可日の前後一定の期間内で保安検査が実施される場合は、許可日を変更しない取り扱いの実現を図る。

(経済産業省への報告)

11. 定修会議は、日程調整の終了後に、調整の内容を速やかに、経済産業省に報告する。

(調整の休止)

12. 定修会議は、日程の提出または日程の調整が相当の期間連続して発生しない場合、定修日程の調整は役目を終えたものとし、定修会議を休止する。

(ガイドラインの改正等)

13. このガイドラインの改正等は、「定修会議」が事務局である石化協を通じて、「定期修理研究会」に要請し、定期修理研究会にて改正等を行う。

なお、定期修理研究会は、常設の組織ではないため、事務局は定修会議からの改正等の申し入れを受けたときには、速やかに委員を選任し、定期修理研究会を立ち上げる。

以 上